

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 54 年 3 月まで
私は、実家の父又は夫が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料を納付してくれていたはずであるのに、申立期間が未加入期間とされ、保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁の記録、A村の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している国民年金手帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後のB姓で昭和 54 年 3 月 22 日以降に払い出されており、国民年金の資格取得日は同年 4 月 1 日であることが確認できることから、申立期間については、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立人は、昭和 50 年 7 月 8 日以降はA村から住所変更した記録も無いなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人の亡き父及び申立人の夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から同年9月までの期間及び同年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から同年9月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

私は、昭和48年10月1日に転入手続のためA県B町役場へ出向いた時に、それまで住んでいたC県D市において同年6月から同年9月までの国民年金保険料が未納であることを知った。

窓口の男性職員から、「保険料はさかのぼって納められる。」と言われたので、国民年金の加入手続を行い、昭和48年6月から同年12月までの保険料として7,000円くらいの現金を支払った記憶がある。その時に、6月から9月までの4か月分の領収書が発行され、10月から12月までの3か月分は国民年金手帳と一緒に渡された緑色の納付書で納めたと思う。昭和49年1月から同年3月までの3か月分の記憶は定かでは無いが、決して未納にしておくはずが無い。それにもかかわらず、申立期間について、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年10月1日にA県B町役場で国民年金の加入手続を行い、その時に国民年金手帳と納付書を一緒に渡され、国民年金保険料をさかのぼって納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは49年10月以降であることが確認でき、申立人の主張とは相違している。

また、申立人が所持している国民年金手帳、B町が管理する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録から、申立人の国民年金の最初の資格取得日は昭和48年10月1日であることが確認でき、申立期間①については、申立人は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立人は、「B町役場の説明を聞くまでは国民年金のことを知らなかった。」と述べており、申立期間前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和49年10月以降であり、その時点では、申立期間②の国民年金保険料は過年度納付による取扱いとなるが、B町役場の窓口では過年度保険料に係る業務を行っていなかったことが確認できる上、申立人には過年度納付及び特例納付を行った記憶は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 12 月 16 日から 34 年 7 月 30 日まで
② 昭和 37 年 1 月 13 日から同年 5 月 8 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 9 日から 40 年 7 月 1 日まで

申立期間①について、私は、A事業所に昭和 31 年 5 月 1 日から臨時作業員として採用され、32 年 7 月から常用作業員となり、厚生年金保険には 32 年 6 月 1 日から加入となっている。

しかし、昭和 34 年 7 月 30 日に退職するまで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間が 33 年 12 月 16 日で資格喪失していることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

申立期間②及び③について、私は、B社に昭和 34 年 8 月 21 日から 41 年 4 月 17 日まで溶接業務で勤務し、通年雇用されていた。給与からは厚生年金保険料が控除されていたし、健康保険被保険者証を途中で返納したこともなかった。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C組合D支部から、「申立人の組合の加入期間は、昭和 33 年 12 月 16 日から 34 年 5 月 14 日までである。」と回答を得ている上、当該D支部で保管している組合員長期原票、前歴報告書、履歴書及び証明書により、申立人は、A事業所に勤務し、33 年 12 月 16 日から同年 12 月 31 日まではC組合組合員として旧E組合に加入しており、34 年 1 月 1 日から退職した同年 5 月 14 日まではC組合組合員として現在のF組合に加入していることが確認できる。

申立期間②及び③について、申立人がB社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人は、「申立人とは一緒に勤務していた。」と証言しているものの、そのうちの一人は、「G県H町（現在は、I市）のJ社においても申立人とは一緒だった。」としている。

また、当時の会計事務担当者は、「当該事業所では、3か月から4か月の試用期間があり、その間は、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している上、申立人の健康保険被保険者証の整理記号番号が3回払い出されていることについて、当該担当者は、「健康保険被保険者証の整理記号番号が変わっているということは、退職により会社が届出をしているからだと思うし、社会保険に加入していない人から保険料を控除することはなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が管理する申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人に該当する記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、社会保険事務所の記録では、G県H町のJ社は、昭和40年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 18 年 1 月 1 日から 20 年 8 月 22 日まで
②昭和 20 年 8 月 23 日から 21 年 2 月 28 日まで

私は、昭和 16 年 4 月 1 日から A 社に勤務しており、17 年 6 月 1 日からは厚生年金保険に加入し、申立期間①についても引き続き勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録になっているのは納得できない。

また、申立期間②についても、引き続き B 社に勤務して給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が A 社に勤務していたことは、同社における辞令の写しにより推認することができる。

しかしながら、申立人は昭和 17 年 6 月 1 日から厚生年金保険の前身である労働者年金保険に加入しているが、同制度は現業部門の男子労働者のみを対象としており、申立人は被保険者資格を喪失した 18 年 1 月 1 日時点において、「自分は事務職であった。」と述べている。

また、昭和 19 年 10 月 1 日の法改正により被保険者の対象が非現業部門の男性にも拡大されたものの、申立人が被保険者資格を再取得した形跡は見当たらず、A 社において、申立人と一緒に資格喪失している者の中にも被保険者資格を再取得している者は確認できなかった。

さらに、当該事業所は昭和 20 年 8 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は当時の事業主及び同僚の記憶も無く、関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、A社は昭和20年8月22日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、引き続き勤務したとするB社の厚生年金保険の新規適用は、同年12月1日であるところ、申立人はB社に勤め始めた時期についての記憶が曖昧である上、社会保険事務所が管理するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和21年3月1日以前の被保険者記録に申立人の氏名は見当たらない。

また、B社は昭和49年10月1日に法人登記を職権消除されており、申立人は当時の事業主及び同僚の記憶も無く、社会保険事務所が管理する当該事業所の被保険者名簿から把握した申立当時の複数の職員から聴取したが「申立人のことは分からない。」としており、証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで

私は、A社へ昭和 34 年 6 月 1 日に入社し、38 年 8 月 1 日まで勤務していた。当時は、B市内にあった病院で健康保険証を使用し、入院したことがあり、当該申立期間の厚生年金保険の記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、昭和 37 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所の現在の事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における申立人の被保険者資格取得年月日は、昭和 37 年 5 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立期間当時の社員は、「会社の保険証は昭和 37 年 6 月ころ受け取ったが、その前の保険証については記憶に無い。」と証言している。

加えて、申立期間当時の事業主は既に他界しており、当時における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月22日から34年5月まで(日付不詳)
社会保険事務所に夫の厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨の回答を受けた。

私は、夫が昭和24年から昭和34年までA県B市のC社に勤務していたことを本人から聞いていた。夫が亡くなり、社会保険事務所に夫の年金記録の訂正を申し出たが、証拠が無いとして聞き入れてもらえなかった。職員から、「証拠があれば訂正する。」と言われたので、夫の勤務先まで出向き、当時の同僚や台帳で34年まで夫の勤務実態が確認できることを教えてもらい、再度、社会保険事務所に対し、事務員からの証言書を提出したが、対応してもらえなかった。

しかし、連絡が取れた同僚の方から、「確かに昭和34年まで申立人はC社に勤務していた。」との証言を得ているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立人が昭和24年から34年までC社に勤務していたことを本人やその同僚等から聞いていた。」と主張しているが、当該事業所が保管している辞令交付簿、退職金計算書及び厚生年金台帳から、申立人が30年2月21日付けで当該事業所を依願退職し、同月22日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当該事業所では、「当社を自らの意思で辞めている者について再

雇用することは、当社の方針としてあり得ない。」と回答している。

さらに、申立人の妻が名前を挙げた申立人の5人の同僚は既に他界又は所在不明であり、証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで
② 昭和 39 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 33 年 4 月 1 日から 39 年 6 月 1 日までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間に係る加入の記録が確認できない旨の回答を受けた。

私は、申立期間①についてはA社B工場に、申立期間②については同社C工場の社員食堂において勤務していたはずなので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚の証言により、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、現在のA社C工場長に申立てに係る厚生年金保険の適用等について照会したところ、「当時、当社B工場における従業員の厚生年金保険の適用はA社C工場において一括管理しており、当工場が保管している健康保険厚生年金被保険者報酬月額算定及料額表では、申立人の資格取得年月日は昭和 34 年 5 月 1 日となっている。」との回答を得ている。

また、申立期間当時の複数の元同僚は、「申立人は、長期臨時職員として勤務していたが、いつから厚生年金保険に加入していたかは分からない。臨時職員は、採用後ただちに厚生年金保険に加入していたわけではなかった。」と証言している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和32年12月10日から34年5月1日までに被保険者資格を取得した65人の記録を見ると、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、元同僚の証言により、申立人がA社C工場の社員食堂に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険庁の記録及びA社C工場において管理している健康保険厚生年金被保険者報酬月額算定及料額表によると、申立人の被保険者資格喪失年月日は昭和39年5月30日となっているところ、社会保険事務所が管理している申立人の配偶者の被保険者原票を見ると、申立人が被扶養者となった日は申立人の被保険者資格喪失日と同一年月日であることが確認できる。

また、申立人は、「私は、昭和39年5月25日の給与支給日にA社C工場総務課へ健康保険被保険者証を返納した。」としている。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
私は、A社における昭和 34 年 12 月 1 日から 38 年 4 月 1 日までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金として支給済みとの回答を受けたが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給されている脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和 38 年 5 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、社会保険事務所の記録から、申立人と同じ昭和 38 年に退職となり、脱退手当金を支給したとされる同僚 5 人についても、2か月以内に支給決定されていることが確認できる上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。